

平成 27 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 7 日目)

平成 27 年 3 月 13 日(金曜日)

午後 1 時 00 分開議

- 第 11 議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 20 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 21 号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 23 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 10 号 平成 27 年度訓子府町一般会計予算について
- 第 16 議案第 11 号 平成 27 年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第 17 議案第 12 号 平成 27 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 18 議案第 13 号 平成 27 年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 14 号 平成 27 年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 15 号 平成 27 年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第 21 議案第 16 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 22 議案第 17 号 訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について
- 第 23 議案第 19 号 訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 22 号 訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵
守すべき基準に関する条例の制定について
- 第 25 議案第 24 号 訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の制定に
ついて
- 第 27 請願第 1 号 TPP 交渉からの撤退を求める請願書

追加日程

意見書案第 2 号 TPP 等国際貿易交渉に関する要望意見書

意見書案第 3 号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書

○出席議員（9名）

1 番 小 林 一 甫 君
 3 番 西 山 由美子 君
 5 番 上 原 豊 茂 君
 7 番 工 藤 弘 喜 君
 10 番 余 湖 龍 三 君

2 番 佐 藤 静 基 君
 4 番 安 藤 義 昭 君
 6 番 橋 本 憲 治 君
 8 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（1名）

9 番 山 本 朝 英 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鍬 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆様、ご苦労様でございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日も山本朝英議員から欠席の届け出がありました。従って9名の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

○議長（橋本憲治君） 昨日に引き続き、新年度予算関連議案及び予算案の審議を継続いたします。

これより一括議題の議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号について、討論、採決をいたします。

それでは、これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 一括議題なので、一括しての討論でよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） はい。

○5番（上原豊茂君） それでは、私から平成27年度予算案についての一括議題としてとらえた賛成討論を行いたいと思います。

法律改正や環境変化による町条例の改正を含め、平成27年度予算審議を行いました。27年度は選挙の年であり、経常経費を中心とした予算編成の中にも町民の生活に配慮した扶助費の確保など、一定の評価ができるものであります。しかし、静寿園増設に伴う介護保険料の負担増など、町民の声を受けての施策の遂行と町民の負担にかかる問題について、行政として町民への説明と理解を求める努力をさらに強める必要があると考えます。これから、住民活動の視点など町を元気にする施策の提案と実践に取り組むことが重要であります。その選択には慎重さも求められます。当面する大型事業の遂行に対しては、町の持ち出しをより抑えられる財源の確保に向けての努力と町民の理解、協力を得るべく、職員あげての行動が必要と思います。予算審議での各議員からの指摘を踏まえて、各会計あわせて58億8千万円の27年度予算執行が町民の笑顔と町の未来に力強くつながることを祈念し、提案された予算への賛成討論といたします。

○議長（橋本憲治君） ほかに反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の採決をいたします。

反対討論のなかった案件については、一括採決をいたしたいと思います。

議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第16号、議案第17号

○議長(橋本憲治君) これより、一括議題の議案第16号、議案第17号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず、最初に議案第16号の質疑を許します。議案書81ページでございます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番(上原豊茂君) ここに示されております中で、確認をしたいと思うんですけれども、今までは、委員長職務代理者という存在があるわけですが、この改正にあたって、そういう職務代理者なる委員がおかれるのかどうか、その辺について説明いただきたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 管理課長。

○管理課長(山内啓伸君) 委員長の職務代理というかたちなんですけれども、新しい法律、4月1日からの法律になりましてからは、教育長が教育委員の中から指定する者が職務代理者というようなことで、今、実は、今の中では、あくまでも事務局サイドが何かあった場合に教育長の職務を代理するということになっているんですけれども、いわゆる今まで言っている職務代理者とは、また別の考え方なんですけれども、新制度では教育長が何かあったときに委員の中からあらかじめ教育長が選ぶ者を職務代理者というようなかたちで指名するというかたちになります。ですから、ここで書いてある委員長の職務代理者とはまったく別の関連なんですけれども、一応そういうかたちで存在するというかたちになります。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第１７号の質疑を許します。議案書８４ページでございます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第１７号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の議案第１６号、議案第１７号の採決を行います。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第１６号、議案第１７号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、議案第１６号、議案第１７号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号、議案第２２号、議案第２４号

- 議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第１９号、議案第２２号、議案第２４号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第１９号の質疑を行います。

１人３回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。議案書９１ページでございます。

（「なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
○議長（橋本憲治君） これより、議案第１９号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２２号の質疑を行います。
議案書１０３ページでございます。１人３回まで、質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第２２号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２４号の質疑を行います。
議案書１１１ページでございます。１人３回まで、質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第２４号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第１号

○議長（橋本憲治君） 日程第２７、請願第１号 ＴＰＰ交渉からの撤退を求める請願書を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。

紹介議員、小林一甫君。

○１番（小林一甫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、請願の内容につきましては、朗読をもって説明にかえたいと思います。ご理解いただきたいと思います。
議案書の１１４ページをお開きいただきたいと思います。

ＴＰＰ交渉からの撤退を求める請願書

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

紹介議員 小 林 一 甫

請願者 訓子府町仲町２５番地

訓子府町農民連盟

委員長 谷 道 弘

訓子府町字北栄２２４

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎議事日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

今定例会に河端芳恵君ほか4名から、意見書案第2号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書、さらに、意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第2号、意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、資料の配布の関係から暫時、午後1時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時23分
再開 午後 1時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎意見書案第2号

○議長（橋本憲治君） それでは、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

提出者、8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第2号について、ご説明をいたします。

意見書案第2号

TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

提出者

訓子府町議会議員	河 端 芳 恵
同じく	山 本 朝 英
同じく	工 藤 弘 喜
同じく	余 湖 龍 三
同じく	橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月13日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

外 務 大 臣 様

農 林 水 産 大 臣 様

経 済 産 業 大 臣 様

TPP担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第2号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第3号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

8番、河端芳恵君。

○8番(河端芳恵君) それでは、引き続き、意見書案第3号について、ご説明をいたします。

意見書案第3号

農協関係法制度の見直しに関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	河端芳恵
同じく	山本朝英
同じく	工藤弘喜
同じく	余湖龍三
同じく	橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

農協関係法制度の見直しに関する要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月13日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて、平成27年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 1時46分